

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

•自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉の推進

•地域福祉の推進についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

•地域における多様な支え合いの仕組みづくり・・・・・・・・・・・・ P2

•施設型福祉施策の転換

•新たな時代にふさわしい多様な住まい方への支援に向けて・・・・・・・・ P3

•川崎市の高齢者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

•まちで暮らそう21世紀（障害者の地域生活を支える施策の柱）・・ P6

•川崎市の障害者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

地域福祉の推進についての基本的考え方

背景と課題

- (1)背景
- ・経済の拡大を前提とした時代から、ゼロ成長及び縮小をも視野に入れた時代への移行。
 - ・平均寿命の伸張による社会の高齢化と急速な少子化による生産年齢人口の減少傾向。それによる受益者の増加と負担者の減少。
 - ・新たな社会問題への対応と対象者の増加等による福祉サービスの多様化と拡大の傾向。
 - ・NPO等新たな地域形成の担い手の登場。
- (2)在来型の手法の転換
- ・個別計画による施策展開の限界。
 - ・行政のみ、個人のみでの対応の限界。
 - ・縦割り型対応に変え、様々な制度や地域での活動を連携の必要。
- (3)課題
- ・市民本位の立場から地域を基盤とした、「市民本位」「利用者主体」サービスの実現。
 - ・広く生活全般を見据えた「福祉でまちづくり」の発想に基づくまちづくりの展開。

3つの基本理念

「すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が出来るようにその人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図る」

- (1) いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる。
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる。
- (3) 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる「活力とうるおいのある地域づくり」を目指す

3つの基本目標

- (1) サービス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図る。
- (2) 保健、医療、福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、NPO活動等の民間サービスを含め複数のサービスを総合的に提供する体制作りを進める。
- (3) 地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協議による 共助社会の実現を目指す

地域福祉の推進

サービス利用者の立場に立ったサービス供給体制づくりの推進

- ・サービス利用者の権利等の啓発普及
- ・権利擁護事業等の推進
- ・第三者評価事業への取組
- ・福祉サービスの第三者委員の設置推進
- ・幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成
- ・民生委員・児童委員への研修充実
- ・民間事業者(企業・NPO)等への支援・指導
- ・寝たきり、閉じこもり、児童虐待等の社会的孤立の予防
- ・DV等を含めた女性に関する相談支援体制の強化

総合的な福祉サービスの供給体制づくりの推進

- ・健康の増進と予防の視点に立った地域ケア体制の充実
- ・地域で住みつづけることができる生活環境の整備
- ・NPOやボランティア等を含めた多様なサービス体制の育成・支援
- ・保健福祉センターにおける利用しやすい総合相談窓口の充実
- ・地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会の役割の促進
- ・地域住民にとって多様で分かりやすい情報の提供
- ・プライバシーに配慮した公的情報とそれ以外の情報の適切な提供
- ・保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供の充実

市民参画と協働による地域実情や特性に見合った福祉の推進

- ・身近な施設における交流の場の再発見
- ・町内会活動と地域福祉活動との連携
- ・福祉ネットワークづくりのための支援
- ・社会的貢献活動に向けた企業や商店街との連携
- ・住民の理解を深めるための情報提供と市民活動活性化への支援
- ・モデル事業として住民の自主的・主体的な取組を募集
- ・寄付文化の醸成
- ・市民活動やボランティア活動への支援
- ・学生のボランティア活動への支援
- ・総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成

自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉の推進

地域における多様な支え合いの仕組みづくり

施策の方向性

様々な高齢者による、それぞれの能力を活用した、地域における支えあいの仕組みの構築を目指します。
・従来の介護・支援型を中心とした施策から、介護予防に重点を置いた事業展開を地域の中で実施していきます。
・特別養護老人ホームの待機者対策としては、従来の施設サービスの整備だけではなく、小規模多機能型サービス拠点等多様な住まい方への対応等により解消を図ります。

介護・支援を必要とする高齢者

虚弱・ひとり暮らし等高齢者

健康・元気高齢者

介護保険事業

・介護保険制度の適正な給付や円滑な運営を図るための施策。

介護保険推進事業

在宅高齢者福祉事業

痴呆性高齢者支援対策事業

介護予防事業 -地域で健康いきいきと-

介護予防効果が検証できるシステムづくり

閉じこもり防止・生きがいづくりへの支援

総合的なリハビリテーションの推進

ひとり暮らし支援サービス (閉じこもり予防・安全の確認) -住み慣れた地域でいつまでも-

生涯現役対策事業 -ますます元気で地域参加-

・高齢者が元気で、豊かな経験や知識を生かして、健康づくりや地域社会へ参加できるよう、高齢者のパワーアップの推進を図る。

ボランティア、NPO、事業者等民間資源の活用

行政としての役割

高齢者パワーアップの推進
(地域におけるシニア能力の活用)

地域

あんしん・見守り・支え合い・ネットワーク
-市民が主役のあんしん地域づくり-

新たな時代にふさわしい多様な住まい方への支援に向けて
(施設サービス、在宅サービス、居住系サービスのバランスを図りながら整備)

特養の待機者数

平成14年3月	1,636人
平成14年9月	2,431人
平成15年3月	2,814人
平成15年9月	2,158人
平成16年3月	2,589人

新型特養の導入
ホテルコスト導入

国の補助金削減

特別養護老人ホーム待機者の対応と居住支援（～施設指向から在宅指向へ～）

介護予防事業をはじめ、在宅及び施設サービスの充実など多様な手段を通じて特別養護老人ホームの入所待機者が地域で安心して生活が送れるよう支援していきます。

介護度の進行の予防や要介護状態の改善
処遇困難・緊急時におけるショートステイなど受け皿づくりをはじめとした在宅支援サービスの強化
処遇困難・緊急ケースへの対応
施設サービスの整備
施設サービスの必要性の高い方から入所できる新たな指針づくり
居住系サービスの充実や在宅における新たな居住形態のネットワーク化

居住系サービスの基盤整備

施設サービス
(特別養護老人ホーム)
(老人保健施設)等

居住系サービスの基盤整備
(施設と在宅を区別しないサービス提供の仕組み)

在宅サービス

自立指向型

シルバーハウジング
高齢者向け優良賃貸住宅
登録住宅(居住安定法)

自立支援型

ケアハウス、有料老人ホーム
福祉施設併設型高齢者向け優良賃貸
住宅
宅老所、グループリビング、安心ハウ
ス

介護支援型

小規模・多機能サービス拠点
グループホーム
特定施設入所者生活介護
(有料老人ホーム、ケアハウス等)

住宅政策

住宅環境の整備

バリアフリー、公的住宅、居住支援制度
など、高齢者の住環境の整備

民間活力

中間施設の整備

民間主体による高齢者が安心できる付
加価値サービス付住宅・施設の整備

在宅支援

在宅介護の充実

介護保険、区総合相談窓口、在宅介護
支援センター等による総合的な在宅介
護の支援

新たな展開：小規模・多機能サービス拠点

『小規模』
家庭的な雰囲気！なじみの関係で！

住み慣れた身近な地域で！

小規模・多機能
サービス拠点

『多機能』
「相談」「通い」「訪問」「泊まり」「入居」
の多機能サービス

地域に365日・24時間の安心を提供



相談

通い

訪問

泊まり

入居

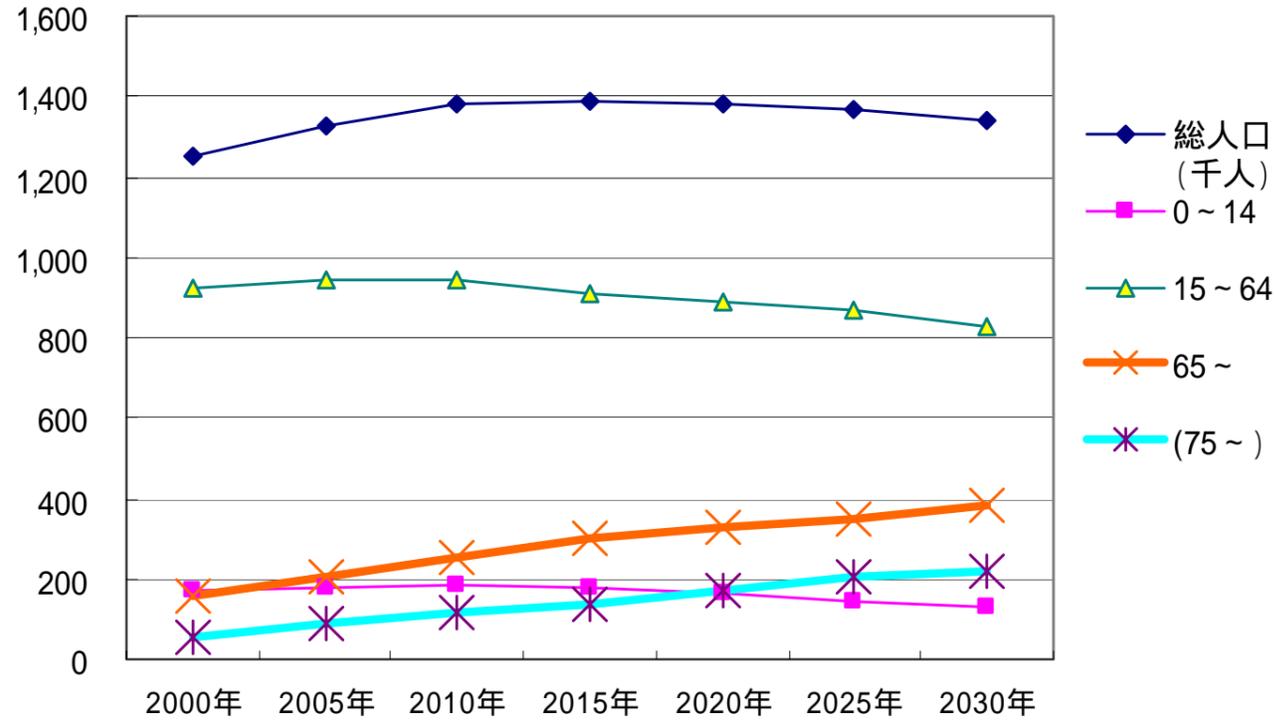
時間

(心身の変化に対応)

住み慣れた地域で、可能な限り、在宅生活を継続することができるサービスの提供

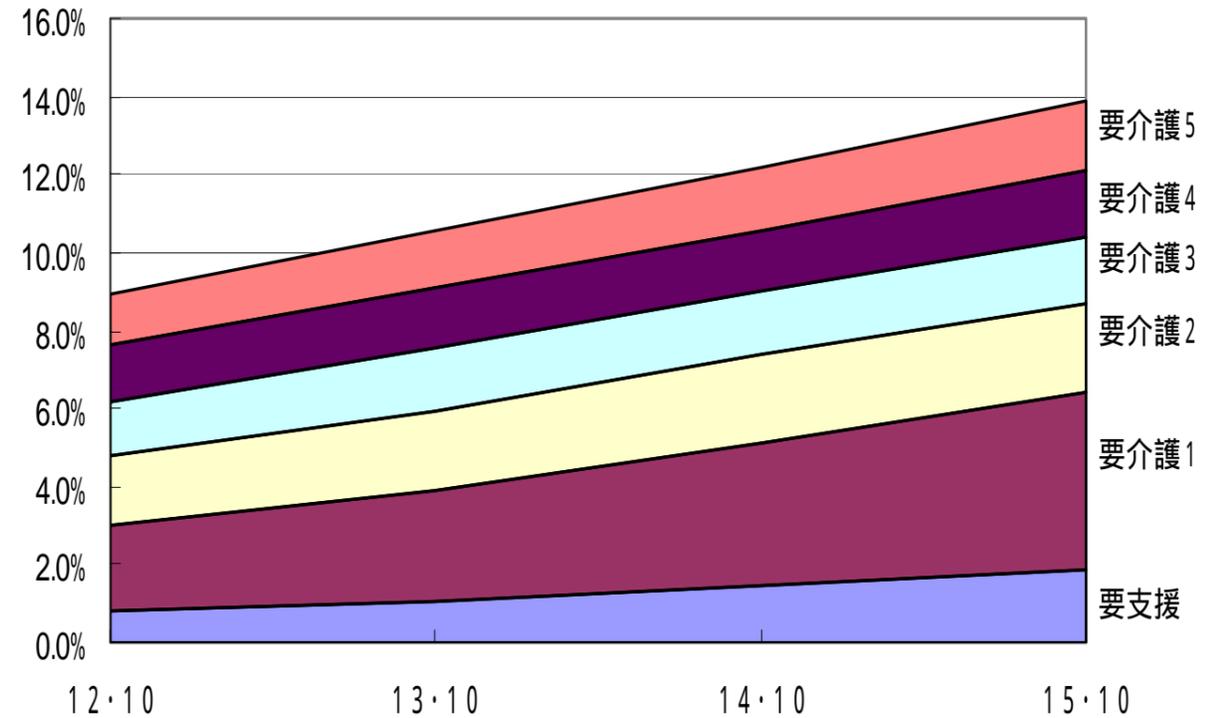
川崎市の高齢者の現状

年齢別人口推計(千人)



要介護度別出現率の推移(全市)

(出現率:高齢人口に対する認定者数)



高齢者福祉施設等の現状

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	ケアハウス	小規模多機能サービス拠点	痴呆性高齢者グループホーム	有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護)	グループリビング
現在の設置数(定員)	27か所(2,032)	13か所(1,363)	1か所(50)	0	17か所(212)	34か所(2,449)	1か所(10)
19年度末計画数(定員)	31か所(2,522)	18か所(1,963)	4か所(200)	居住系サービスの基盤整備として推進	23か所(315)	1,094人(介護保険事業計画の見込数)	居住系サービスの基盤整備として推進
民間事業者による整備	(構造改革特区申請で可能)	×	(PFIの場合)		(現在17か所中16か所が営利法人)	(現在33か所中32か所が営利法人)	

まちで暮らそう21世紀

{身体・知的・精神}
(障害者の地域生活支援と自立の促進をめざして)

新かわさきノーマライゼーション
プランの策定

施策の基本方向

障害者の地域生活の支援と
自立の促進を図る
(在宅支援への転換)

障害者が自ら多様な生き方
を選択できる
(自己選択・自己決定)

障害者・家族の高齢化に対応
する
(親なき後の不安の解消)

障害者の地域生活を支える施策の柱

通所サービスの充実

授産施設
更生施設
デイサービス施設の
整備・拡充
地域作業所の小規模
授産施設化の促進

地域で暮らす場の確保

グループホームの整備
(重度障害者対応グル
ープホーム)
通勤寮の整備
ケア付き住宅の整備

働く場・活動の場の保障

一般就労の場(雇用の確保)
生産性の高い福祉就労の場(福祉工場タイプ)
訓練機能を付加した福祉就労の場(授産施設タイプ)
活動の場(デイセンタータイプ)

所得の保障

障害年金・手当の充実
就業の促進・継続

生活の場(住まい)の保障

独立した生活
グループホーム・通勤寮などでの
共同生活
家族との同居生活

生活支援サービスの保障

相談支援・情報提供
障害者ケアマネジメント支援
介護支援
権利の擁護

就労支援の推進

就労支援システムの整備
通勤寮の整備

地域リハビリテーションシステムの整備

相談支援体制の整備
地域生活支援センターの整備
地域リハビリテーションセン
ター
...

在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス
ショートステイ

権利擁護システムの整備

苦情解決システム
第三者評価システム

地域生活への移行

地域生活移行支援
システムの整備

退院促進システム
の整備

地域生活支援型施設
として転換・整備

知的障害児(者)・
身体障害者入所施設
(利用者)

精神科病院
(社会的入院患者)

障害の理解と共感

バリアフリー

社会参加の促進

共生社会の構築

川崎市の障害者の現状

